

令和8年9月25日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 6 件
（うちイヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマー
バッテリー内蔵）1件、スピーカー（充電式）2件、
食品乾燥機1件、電動アシスト自転車1件、リチウム電池内蔵充電器1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11 件
（うち扇風機（充電式、携帯型）1件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1件、電気掃除機（充電式）1件、
エアコン1件、リチウム蓄電池1件、エアコン（室外機）1件、
ポータブルトイレ1件、ガラス製容器1件、リチウム電池内蔵充電器2件、
ウォーターサーバー1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：
A202400801、A202500643、A202500674、A202500687、A202500755を除く。）。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600681	令和8年8月12日	令和8年9月17日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月7日
A202600682	令和8年7月9日	令和8年9月17日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品に他社製のバッテリーを装着したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月15日
A202600683	令和8年6月22日	令和8年9月17日	電気掃除機(充電式)	火災	当該製品を洗車中の車両内に置いていたところ、当該製品のバッテリー部分から発火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和8年9月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月21日
A202600684	令和8年9月6日	令和8年9月17日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から20年以上経過した製品
A202600685	令和8年9月8日	令和8年9月17日	リチウム蓄電池	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202600686	令和8年9月14日	令和8年9月17日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	製造から20年以上経過した製品
A202600687	令和8年9月3日	令和8年9月17日	ポータブルトイレ	重傷1名	病院で使用者(90歳代)が転倒した当該製品の上に倒れ込み、座面ふたに左手の手指を挟み、負傷した状態で発見された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A202600688	令和8年7月14日	令和8年9月18日	ガラス製容器	重傷1名	当該製品に食品を入れてキッチン台に置いていたところ、当該製品が破損して落下し、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意